

特記仕様書(1)

- 1 本市管理の道路上、公園内等に放棄・放置されている道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第2条に規定する自動車、原動機付自転車（ただし道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車を除く。）を収集運搬し、自動車については使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年7月12日法律第87号）第2条に規定する使用済自動車として適正に処理する。ただし、自動車又は原動機付自転車のうち、道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車の収集運搬については、二輪車リサイクルシステムによる処理が不能な二輪車とする。
- 2 委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- 3 大阪市内の道路上、公園内等に放棄・放置されている自動車及び自動二輪車（以下「放棄自動車等」という。）の収集運搬及び処理に要する費用は無償とする。
ただし、再資源化預託金が預託されていない車両については、発注者が預託金を負担する。
- 4 受注者は、放棄自動車等の数量（※）に大幅な増減があっても適切に履行し、発注者はその責を負わない。

（※）過去3年の実績は次のとおり。

令和4年度 自動車9台、自動二輪車9台

令和5年度 自動車15台、自動二輪車3台

令和6年度 自動車11台、自動二輪車8台

- 5 受注者は、発注者から指示を受けたときは、速やかに放棄自動車等を収集撤去する。その際に撤去の日時を決定すれば、速やかに発注者に連絡する。
- 6 撤去作業は、午前10時から午後5時までの間で行うこと。
- 7 撤去に際して、受注者は撤去作業中の写真を撮影すること。なお、発注者は必要に応じて現地立会を行う。
- 8 受注者は撤去した車両について、公益財団法人自動車リサイクル促進センターから「引取可能連絡書」が送付されるまで保管しておくこと。
- 9 受注者は、自動車を撤去した場合、別紙1の「放棄車両預託確認・申請書」を作成するとともに、車体番号の「石づり」を採取し、別紙2の『車台番号「石づり」コピー台紙』に添付する。車台番号を確認できない車両についてはコーチョンプレートを剥がし、発注者に送付する等、極力、車台番号の確認に努めること。また、別紙3の「放棄自動車の処理について（報告）」を作成し、裏面に撤去作業中の写真を貼付し、別紙1・2と共に速やかに発注者に送付すること。
- 10 受注者は、公益財団法人自動車リサイクル促進センターから「引取可能連絡書」を受領し、電子マニフェストシステムにて引取報告を実施した後、資金管理システムにて印刷した「引取証明書」に必要事項を記入、押印し、発注者へ送付すること。
- 11 受注者は、本業務を行うに際し第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うこと。
- 12 本業務の作業に必要な機材、作業員、車両等の調達は、すべて受注者の責任において行うこと。
- 13 その他、本業務の実施に際しては、発注者と十分に打ち合わせのうえ、その指示に従うこと。